奈警協発第５３号

令和6年9月3日

会　員　各位

（一社）奈良県警備業協会

会 長　若 原　邦 弘

2024年9月の「価格交渉促進月間」の実施について

謹　啓

　平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

　さて、この度、みだしの件につきまして、中小企業庁から、別添文書のとおり協力依頼がございました。

中小企業庁では、依然として発注側企業から一方的な原価低減要請が行われているほか、労務費や原材料価格が上昇している受注側企業が、発注側企業に対して価格交渉を申し入れることすら難しい実態が存在していることから、最低賃金の改定を含む労務費や原材料費等の上昇などが下請価格に適切に反映されることを促すため、毎年９月と３月を「価格交渉促進月間」に設定し、各種取組を実施することとしております。

また、「価格交渉促進月間」終了後には、受注側企業に対し、発注側企業との価格交渉の状況について、下請Ｇメンによる重点的なヒアリング（２千社程度）や、アンケート調査（30万社に対して配布予定）が実施されるとのことです。

つきましては、業務ご多忙のところ恐縮に存じますが、周知徹底下さいますようお願い申し上げます。

謹　白